

NEWS RELEASE

平成28年 4月 1日

お 客 様 へ

株式会社 栃 木 銀 行
取締役頭取 菊池 康雄

「11疾病団信(生活習慣病団信)」の「配偶者がん保障特約」付加について

株式会社栃木銀行(取締役頭取 菊池康雄)は、このたび、住宅ローンに付帯する団体信用生命保険「11疾病団信(生活習慣病団信)」(以下、「11疾病団信」)について、「配偶者がん保障特約(がん診断給付特約配偶者型)」(以下、「配偶者がん保障特約」)の付加を取扱開始しますのでお知らせいたします。

「配偶者がん保障特約」は、ローン借入中のお客さまの配偶者が「生まれて初めて所定のがんと診断された場合」に一時金として100万円が支払われる特約です。

配偶者は女性だけでなく男性も保障の対象となり、保険金の支払対象となるがんの種類も女性特有のがんに限定することなく、保険加入者に対するがん保障と同一としております。

また、「配偶者がん保障特約」により一時金が支払われた後も、「11疾病団信」は継続して保障されます。

当行は今後も地域密着型金融機関として、地域社会のお客さまのニーズに対応した施策を実施してまいります。

記

1. 取扱開始日

平成28年4月1日(金)

2. 付加対象となる「11疾病団信(生活習慣病団信)」の商品概要

対 象 商 品	とちぎん住宅ローン(一部対象にならない商品がございます)
融 資 時 年 齢	満20歳以上満50歳以下(51歳の誕生日の前日まで)
完 済 時 年 齢	満75歳以下(76歳の誕生日の前日まで)
融 資 利 率	対象商品の適用金利+0.2%
保 障 内 容	以下の場合に保険金(ローン残高の100%相当額)が支払われます。 死亡、高度障害、がんと診断確定された場合、所定の生活習慣病(10種)による180日以上入院が継続した場合
リビング・ニーズ特約	余命6ヶ月以内と診断された場合に保険金(ローン残高の100%相当額)が支払われます。
付 帯 サ ー ビ ス	セカンドオピニオンサービス(団信加入者本人) ・ より良い決断をする為に、主治医以外の専門医を紹介するサービス 24時間電話健康相談サービス(団信加入者本人およびその扶養家族) ・ 健康、医療、介護、育児およびメンタルヘルスに専門スタッフが対応 ※引受保険会社の業務委託先であるティーペック株式会社によるサービスです。
引 受 保 険 会 社	クレディ・アグリコル生命保険株式会社

NEWS RELEASE

【留意事項】

- ※ご融資の際には当行および保証会社所定の審査が必要となります。
- ※審査の結果、ご希望に添いかねる場合もございますので予めご了承ください。
- ※団信の加入にあたり、保険会社所定の引受審査があります。すべての方がご加入いただけるわけではありません。
- ※がん診断保険金に関して、「悪性黒色腫以外の皮膚がん」「上皮内新生物（上皮内がん）」は、保障の対象外です。
- ※保険金が支払われない場合があります。
- ※保険金が支払われる場合であっても、利息の一部等をご負担いただく場合があります。
- ※保険会社から支払われた保険金（一時金は除く）は、銀行が受け取り、ローン債務の返済に充当します。
- ※詳細については、店頭にて用意している「被保険者のしおり」でご確認ください。

以上